

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける開業柔道整復師に対して

15万円の事業継続給付金支給、500万以下の無利息融資を求め

柔道整復師業団から政府、都道府県へ 要望書提出

社団JB日本接骨師会（会長：早津泰治、所在地：東京都中野区）は、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営が悪化した全国の開業柔道整復師に対する給付金、無利息融資実施を政府、都道府県に求める支援要望書を7月14日（火）に提出しました。

早津泰治会長は衆議院第一議員会館を訪れ、中谷一馬衆議院議員幹旋のもと、厚生労働省、経済産業省の担当者与会談するとともに要望書を提出しました。

会談の中で、早津会長は柔道整復業界の現状について、政府の緊急事態宣言発令により不要不急の外出制限、禁止の処置がとられた為、接骨院は自粛要請の対象外であったにも関わらず患者数が大幅に減少し、家賃、光熱費及び人件費等の経費の支払いが困難な状況に陥っていると指摘しました。また、政府の行っている持続化給付金は月間事業収入が50%減少した場合に給付対象となる事についてハードルが高いと指摘したうえで、収入が30%減少した施術所に対して（1）令和2年7月31日までに一施術所当たり一時金15万円の事業継続支援金の給付、（2）施術所の運営資金として500万円以下の12ヶ月無利息、返済期間3年間の融資の実行を強く要望しました。

要望に対して、厚生労働省と経済産業省の担当者は、「政府の持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金の活用、また地方自治体の制度も利用してほしい」と述べました。

また、中谷一馬衆議院議員からも「できる限りの支援をお願いします。私も政府野党連絡協議会の場で協議するよう議員間でも問題を共有します。」とのお話がありました。

今回の支援要望書は令和2年5月から6月にかけて全国の開業柔道整復師に署名活動を行い、1,104名の方から賛同を得ました。要望書は賛同者の氏名、連絡先を連記して提出しています。尚、各都道府県知事宛にも同様の要望書を発送します。

【厚生労働大臣、経済産業大臣、都道府県知事への要望】

収入が30%減少した施術所に対して

1. 令和2年7月31日までに一施術所当たり一時金15万円の事業継続支援金の給付
2. 施術所の運営資金として500万円以下の12ヶ月間無利息、返済期間3年間の融資の実施

〈取材申込 および 本件に関するお問い合わせ先〉

社団JB日本接骨師会 担当：事務局総務課 赤城・安部

TEL：03-5388-7211 FAX：03-5388-7231

Mail：jbjb820@pb-jb.org HP：http://www.pb-jb.org

社団JB日本接骨師会 Touch The Heart. ～柔道整復診療の普及・発展を目指して～

- 1 会員中心の組織 [会員の相互信頼・相互理解を深め専門家の集まりして社会活動をする団体]
- 2 市民医療の視点に立つ政策集団 [アクティブな政策集団]
- 3 新しい柔道整復師医療の確立と普及を目的とする学術団体 [会員の研究活動をサポート]